

令和元年10月24日

地方たばこ税の特定目的使用に関する要望書

全国たばこ耕作組合中央会
会長 寺井 正邇

国内のたばこを取り巻く環境については、複数年に亘るたばこ税増税、受動喫煙防止対策の強化に向けた改正健康増進法の施行等、喫煙規制強化の動きが拡大しており、非常に厳しい状況にあります。また、国内のたばこ市場においては、加熱式たばこの販売が伸長している一方で紙巻たばこの需要は大きく減少している状況にあります。

一方、たばこは、たばこ事業法で規定された合法の嗜好品であり、税収面からもたばこ税は国、地方の貴重な財源として一定の役割を果たしております。地方財政においては年間1兆円を上回る一般財源として大きく貢献しております。

各地方自治体においては、独自の条例制定等、喫煙規制の強化が加速しておりますが、受動喫煙防止対策の基本は共存共栄であり、分煙社会の実現こそ目指すべき本来の姿であると考えます。改正健康増進法の目的である「望まない受動喫煙を防止する」という観点からも、分煙環境整備の重要性が一層高まってきており、喫煙者が負担する地方たばこ税の一部を納税者に配慮した取り組みに有効活用していく、すなわち、分煙環境の整備に充当する必要性・妥当性が高まってきている状況にあると考えます。

全国のたばこ作農家は自らの農業経営を託し、自信と誇りを持ってたばこ作に取り組んでいます。増税や規制強化等の影響によるたばこ消費量の減少という厳しい状況下においても、葉たばこの品質向上や収量安定化への取り組みを怠らず、より良い国産葉たばこ生産のために不断の努力を続けております。

分煙環境の整備は、喫煙者・非喫煙者の共存、望まない受動喫煙の防止はもとより、たばこの総需要減少に一定の歯止めをかけることも期待でき、たばこ作農家の生産意欲の向上、さらには将来不安の払拭にもつながるものと考えます。

たばこ税制の検討にあたっては、財政物資としての位置づけ、たばこ作農家を含めた国内たばこ産業の実態等を踏まえ検討がなされることを求めるとともに、分煙環境の整備に向け、その財源として地方たばこ税の一部が充当されることを強く要望します。

以 上